

長野県の温泉行政

長野県衛生部薬務課長

牧 幸男

Administrative View on the Hot Spa in Nagano Prefecture

Sachio MAKI

Director of Pharmaceutical Affairs Division,
Sanitation Department, Nagano Prefectural Government

1 はじめに

古来、温泉は自然療法の目的でとらえることが多かった。社会的背景により温泉のあり方に影響を与えたこともあった。また、私達の温泉への関心も、従来ともすれば観光的側面にだけ向けていたが、最近は健康意識への高まりとともに健康を考える場として温泉をとらえるようになっていている。そして、これに関する検討も数多く行われるようになってきている。

この様な動きの中で、行政側としても、温泉法に基づく立入調査等の現状把握主体から、時代にマッチした利用面や保全面への指導も重要な要素となってきた。本県においては、昭和63年度に「長野県温泉保全総合計画」を改定すると共に、平成元年度から「長野県健康づくり温泉地研究会」の発足、更に、温泉関係者による「長野県温泉協会活性化研究会」を設ける等、官民一体となって温泉地の将来構想にスタートしたところである。以下、本県の温政行政の動きについて、その概要を記す。

2 温泉の特徴

長野県は、我が国を代表する大規模断層の中央構造線と糸魚川-静岡地質構造線が諏訪湖附近で交わり3分割され地質構造は複雑なものになっている。このため、糸魚川-静岡地質構造線の西側には日本アルプスの高山帯、東側には北部フォッサマグナの丘陵性の山並で、全く対称的な地形が存在している。更に、中央構造線の西側も全く異なる地質を示している。

この様な地質構造は、図1に見るように、温泉分布に大きく影響を与えている。先ず、北部フォッサマグナ地域の中央隆起帯や、小谷隆起帯及び荒船隆起地区と呼ばれる地帯に温泉の分布密度が高く、本県の主要温泉の大部分がこの地帯に分布している。また、北部フォッサマグナ地域以外の温泉地としては、北アルプスの乗鞍火山帯及び八ヶ岳火山裂にも高い温度の温泉が分布している。一方、本県南部では、花崗岩地域が多いため、温泉は少なく、湧出していても25°C以下が殆んどである。

変化に富む地質は、そこに湧出する温泉の泉質にも影響を与え、表1に示すように、本県の温

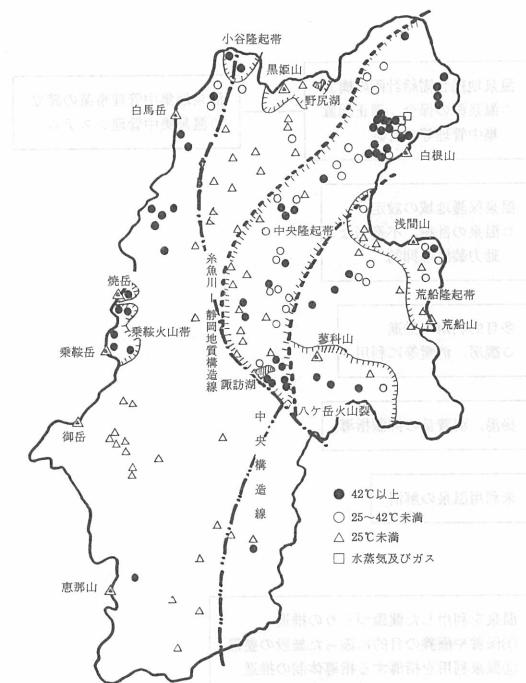


図1 長野県内の温泉分布

表1 泉質の割合

泉 質	本数	割合%	割合%
単 純 泉	180	30.7	22.2
硫 黃 泉	174	29.6	21.5
塩 化 物 泉	134	22.8	16.5
炭 酸 水 素 塩 泉	38	6.5	4.7
硫 酸 塩 泉	10	1.7	1.2
含 鉄 泉	7	1.2	0.9
二 酸 化 炭 素 泉	11	1.9	1.4
酸 性 泉	6	1.0	0.7
含アルミニウム泉	4	0.7	0.5
そ の 他	23	3.9	2.8
未 分 析 (不 明)	223		27.5
計	810	100	100

泉の泉質は多様化しているのが特徴である。

3 温泉行政

(1) 長野県温泉保全総合計画

本県の温泉行政は、「長野県温泉保全総合計画」を基本的指針として推進している。この計画は、昭和44年頃から温泉乱掘により高温泉の減少や枯渇源泉の増加等の影響が現われてきたため、昭和49年の長野県温泉審議の答申に基づき策定したのが最初であった。しかし、近年の社会情勢の著しい変化や、国民の温泉を利用した健康づくり志向の増加、あるいは資源保護への関心の高まり等を背景に、昭和63年8月に14年振りに改定した。

現在の温泉行政の指針は、この新しい計画によっており、基本理念は、「温泉は資源の少ない我が国にとって、永久に保全されかつ適正に利用されるべき貴重な資源ということができるので、関係者の意識向上を図るとともに、常に保護し適正に利用する施策を推進する必要がある」となっている。計画の概要は図2のとおりである。

(2) 温泉の保護対策

温泉の賦存状況を科学的調査することは資源の有効活用の上からも重要である。本県においては、昭和33年に山ノ内町が(財)中央温泉研究所に委託して、「湯田中温泉調査報告書」を策定したのを初めとし、諏訪市、野沢温泉村、長野県等が温泉地科学調査を23回実施している。また、野沢温泉村では温泉観光地総合診断調査報告書、戸倉、上山田町、下諏訪町では、温泉地総合需給計画骨子報告をまとめている。一方、入湯税から本県の温泉地保護対策に市町村はどのように取組んでいるか調査した。入湯

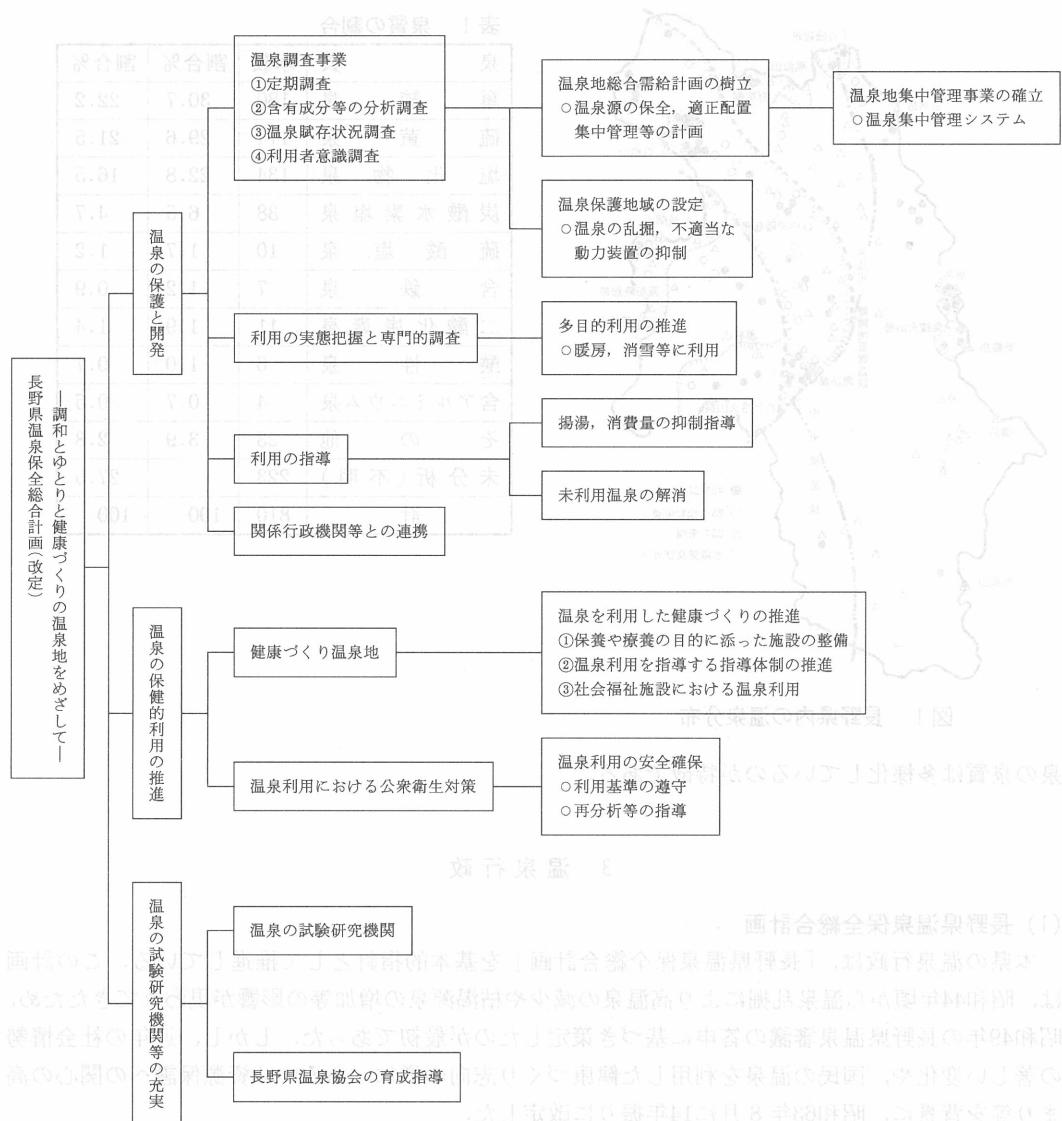


図2 計画概要図

税の徴取は、若い女性を中心に広がったと言われている温泉ブームの影響で、昭和59年から増加傾向を示し昭和63年度は57市町村で合計919,473千円と過去最高の値を示している。この入湯税は目的税として、環境衛生、観光、消防施設の整備等の他、鉱泉保護に使用できるが、源泉保護事業への充当は毎年4%前後と低く、温泉資源の保護と適正開発のためにもこの方面への活用を考えてゆく必要があるのではないかだろうか。

(3) 長野県の活力ある高齢化社会を目指す懇談会

本県の65才以上の老齢人口は、昭和63年で15%，全国平均より10年早い状況である。このため、高齢化社会を迎える将来への提言として、昭和62年12月に「活力と連帶のある高齢化社会への道しるべ」のタイトルで報告書が策定された。この報告書の中で温泉の利用について「日本の中の

長野県づくり」の「健康のむら」開発構想で次の様に触れている。

『高度技術社会の進展などによって、人々の心身の疲労が増大することが予想されますが、自然が持つ心身の疲労に対する「回復力」が注目されているなかで、本県の温泉、森林、静寂性などがもたらす「治癒力」を積極的に取り入れた、保養、健康づくり、リハビリ、疾病予防などの機能を有する内陸型自然保養地の開発を検討することが望されます。

幸い本県は、鹿教湯温泉をはじめいくつかの先駆的な温泉療養地域をもっているので、そのノウハウを活用し、県内ののみならず、全国的に向けた温泉施設（クワハウス等）を中心とする保養都市づくりを進めることができると考えます。

このような大規模保養地の開発方式として、民間の健康産業との提携や大都市圏の自治体等を提携することも一方策あります』と説明し、高齢化社会での温泉利用による保養都市づくりについて触れている。

(4) 長野県保健医療計画

この計画は、県民が必要とする医療サービスが受けられるよう包括的な保健医療供給体制の確立を目指すため、長期的視野に立って、医療施策を展開すべき基本を示したものである。昭和62年12月「健やかな長寿社会をめざして」のタイトルで策定されたものであるが、「総合的な健康づくりの推進」の「健康増進実践活動の充実」の項で、温泉の利用について次の様に触れている。

『温泉の保健的効能を積極的に活用した健康づくりを推進する。

- 国民保養温泉地の指定及び国民保健温泉地（モデル的な保養温泉地）の選定の促進を図るとともに、当該保健温泉地の各種公共施設の整備を進める。
- 温泉療法医の増員と温泉療法の指導体制の確立を図る。
- 医学的効用を利用した健康づくり体制の確立を推進するとともに、温泉保養館（クワハウス等）の利用促進を図る』とあり、温泉の保健的効能を積極的に活用するよう提言している。

4 温泉の現状

(1) 現況

平成元年3月31日現在の本県の温泉の現況を示したのが図3である。源泉地数の152ヶ所は全国第2位であり、県下121市町村中約70%の82市町村に源泉が存在している。市町村にとって源泉の存在は非常に重要で、観光の拠点として位置づける所が多く、20年前の126市町村中56(44.4%)、10年前の124市長村中71(57.3%)に較べその占める位置が非常に高くなっている。

また、源泉数810本のうち未利用源泉が25%あることは、限られた資源の有効利用の面からも今後の課題であろう。次に、温泉湧出は、自噴と動力装置の割合が現在48対52と殆んど同じであるが、10年前では50対50であったことから、やや自噴源泉が減少傾向にある。表2は、泉温の割合とその推移を示したものである。42℃以上の源泉の減少が顕著で、低温化傾向を示しているのが分る。

(2) 利用状況

温泉の利用の第一の目的は、保健的利用であろう。しかし、温泉のもつ熱エネルギーの活用や資源の有効利用から集中管理等への指導も重要である。

温泉利用が単なる歓楽的なものから健康志向へと変化している中で、温泉の医治效能に対する

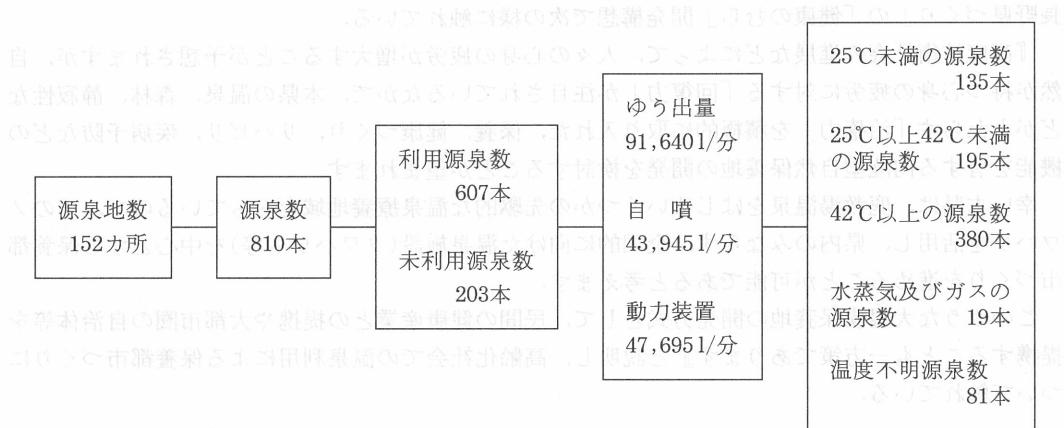


図3 長野県の温泉現況(平成元年3月31日現在)

表2 温度別による割合

源泉温度	昭和43年度	昭和53年度	昭和63年度
25℃未満	数 56	116	135
	% 6.6	11.3	16.7
25~42℃未満	数 146	221	195
	% 17.2	21.6	24.1
42℃以上	数 641	674	380
	% 75.7	65.8	46.9
水蒸気及びガス	数 3	14	19
	% 0.4	1.4	2.3
温度不明	数 0	0	81
	% 0	0	10.0
計	846	1025	810

る利用者の関心も強くなっていることに加えて、近代医学における温泉の評価も非常に高まっている。

①国民保養温泉地等について

本県における国民保養温泉地は表3に示すとおり6ヶ所で、うち、丸子温泉郷は昭和56年、美ヶ原温泉郷は昭和61年に国民保健温泉地に選定されている。この2ヶ所は、国民保健温泉地整備要綱に基づき設備整備が行われており、丸子温泉郷では、昭和56年度から屋外飲泉所、東屋、遊歩道、テニスコート、クワハウス、温泉プール等の整備が行われ、美ヶ原温泉郷では、昭和61年度から屋外飲泉施設、園地、整備が行われ、平成2年度以降クワハウス、温泉プール等の計画がある。

②リハビリテーション施設等の温泉利用

現在温泉を利用している病院、診療所は、丸子町丸子温泉郷の厚生連リハビリテーションセンター鹿教湯病院を始め5温泉地7ヶ所で行われている。また、温泉療法医は県内に14名で、現在、温泉療法医間の意見交換の場が持てるよう連絡会をスタートさせるべく準備中である。一方、温泉を利用している社会福祉施設は諏訪市の聖母寮を含め22温泉地28ヶ所である。

表3 国民保養温泉地等

名 称	指 定 年	面 積(ha)	泉 質	備 考
丸子温泉郷	31(54名称変更)	84.8	単純泉	国民保健温泉地
田沢・沓掛温泉	45	106.5	単純硫黄泉	
小谷温泉	46	385.0	炭酸水素泉	
白骨温泉	49	166.9	炭酸水素泉	
中房・穂高温泉	55	59.1	単純硫黄泉	
美ヶ原温泉	58	122.2	単純泉	国民保健温泉地

③ 温泉保養館(クワハウス等)の現況

健康増進のため温泉利用及び運動等を安全かつ適切に実践できる施設としてのクワハウスタイプの健康増進施設が増加している。現在(財)日本健康開発財団の意標登録を受けた施設は野沢温泉村の「クワハウスのざわ」を含め3ヶ所、他に温泉保養館9ヶ所あり、11温泉地12ヶ所で利用されている。

④ 飲泉

飲泉療法の歴史は古いものの限られた一部地域で試みられていたにすぎず、あまり普及していない。しかし、温泉関係者の海外視察の増加等から、飲泉療法への関心も高まっている。昭和61年の環境庁自然保護局長通知の「温泉利用基準の一部改正について」は、飲泉の指導基準がはっきりし安全性についても詳しく示されたため、今後、飲泉への温泉利用の関心が高まるものと思われる。

現在、本県の221施設で許可を受けており、この数値は全施設の16.4%を占め、增加傾向を示している。

温泉の持つ熱エネルギーの利用については、本県の10市町村で養魚5、暖房3、消雪2、観光植物園2、園芸1、その他1ヶ所で利用されている。今後、更に増加するものと思われる。

また、昭和60から62年の3年間、御岳の山麓、木曽郡王滝村において、新エネルギー開発機構により地熱開発促進のため調査が行われた。この調査には、昭和60年度5、61年度3、62年度1本、計8本のボーリングが行われたが、いずれも目的が達せず中止となった経過がある。

(3) 集中管理

温泉の保護及び利用の適正化を図るためにも、温泉の集中管理は重要である。特に、温泉は地域全体の公共的資源であり、この事業を進めることは直接的効果はもとより、地域経済等社会的な波及効果も大きいので積極的に推進する必要があると思われる。しかし、温泉を入浴するだけの利用から、健康づくりへの利用の関心が高まっているので、泉質による医治効果を無視してまでの集中管理は避けねばならない。

本県における集中管理は、昭和28年の松本市(当時本郷村)の浅間温泉が最初で、現在15温泉地において行われている。事業主体は、地方公共団体によるもの5、中小企業等協同組合法によるもの3、地方公共団体と民間による共同管理1、一部地方公共団体が出資している株式会社によるもの1、財団法人1、法人1となっており、集中管理方式は、魚骨方式11、たこ足方式3、循環方式3ヶ所である。なお、配湯施設は、個人住宅を含め3,679施設で、使用温泉総量は19,963l/分で、本県の湧出量の21.8%となっている。

5 最近の温泉掘さくについて

(1) 推移

温泉法が昭和23年に施行されて以降の本県の温泉掘さく許可数を示したのが図4である。昭和30年代前半までは、温泉法施行による既存温泉を台帳に登録するために許可数が多かったが、その後、昭和38年度をピークに徐々に減少してきた。昭和50年代の温泉掘さくは年間20件を越えることはなかったが、ここ数年増加傾向を示し、昭和63年度には21年振りに40件となった。

最近の温泉掘さくの大きな特徴は、掘さく申請者が従来は温泉関係者が殆んどであったのが、リゾート関係者と思われる初めて掘さくする者とか、地方公共団体の掘さく申請が多くなっていることである。例えば、5年前の昭和59年度の12件の掘さく申請のうち3件(25%)であったのが、昭和63年度は40件の申請中23件(58%)が新規の申請者となっている。

(2) 地域特性

図1でも明らかなように、本県の温泉地は南部地域に殆んど湧出していない。しかし、最近の掘さく申請は県下でも温泉未開発区域といわれているこの地域に特に多く、昭和63年度では、40件の掘さく申請中南部の上・下伊那地方だけで18件、全体の45%を占め、「観光開発の拠点に温泉を利用しようとする動きが著しい」。

6 温泉利用への新しい動き

(1) 観光行政に占める温泉

観光基本法第14条に「国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉、その他産業、文化等に観光の保護、育成及び開発を図るため、必要な施策を講ずるものとする」と定め、温泉についても明文化している。本県で観光という観点がら、温泉がどのような立場にあるのだろうか。

先ず、昭和63年度に本県が全国46都道府県の20才以上の人間に個別面接により意識調査をした結果、長野県に対するイメージとして、「長野県から思いうかべるもの」の第1位はリンゴ、第2位は山岳、そして第9位に温泉、第10位に観光となっていた。更に、「希望する観光、保健休養」の第1位に温泉に入ったり休養する、第2位に風景を見たり自然に接するとあり、温泉の占める

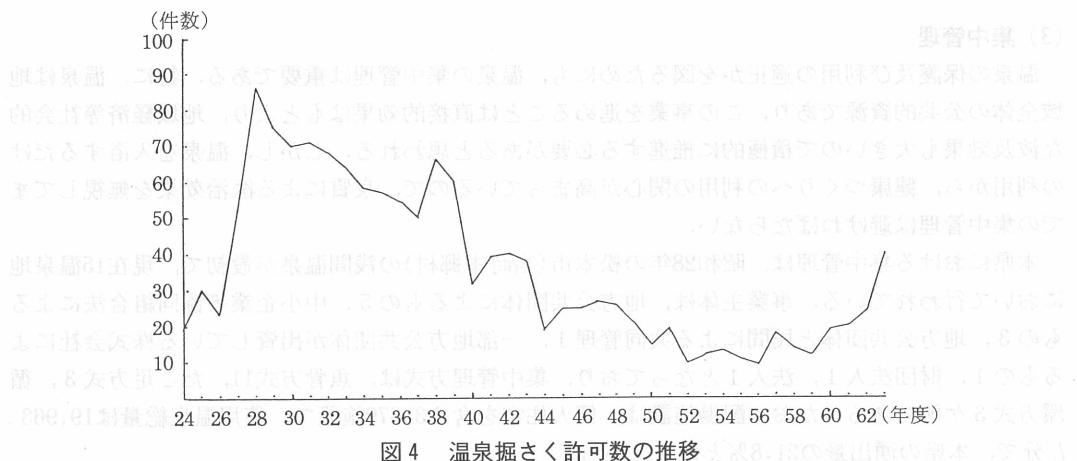


図4 温泉掘さく許可数の推移

割合が大きい。また、他の温泉地の割合と比較すると、開拓更地開拓率は約40%である。それでは実際の温泉は観光全体でどのようなウエイトを占めているか、商工部観光課の調査によると、観光地利用者のうち温泉利用者は、昭和50年1,404万人(18.7%)、昭和55年1,501万人(19.3%)、昭和63年1,717万人(18.9%)と温泉利用者数は増加傾向にあるものの、割合では横ばいの現況である。

この様な現況に対し、商工部観光課では、「本県の観光振興の総合的な推進を図り、21世紀に対応した観光グランドデザイン構築に資するため、長野県観光グランドデザイン会議を設置する」の目的で、平成元年度から2ヶ年間で計画を策定することになっている。温泉を主管にする薬務課としても大いに注目しているところである。

(2) 健康づくり温泉地策定事業

近年、健康づくり志向や自然への親しみと保養を求める気運が高まり高齢者から若者に至る幅広い人が温泉を利用して、日常の生活と違った生活リズムを楽しみながら健康増進を図り、明日への活動エネルギーを養おうとする傾向が現れている。昨年改定した「長野県温泉保全計画」においても、テーマに「調和とゆとりと健康づくりの温泉地をめざして」と温泉の保健的効用を前面に打ち出している。このため、行政として温泉地の健康づくりに取り組んでいるところである。

ア 事業の内容

「温泉を利用した健康づくり及び保養療養へのニーズに応じるため、21世紀を展望した長期滞在型の健康づくりの場にふさわしい温泉地－新しい湯治場－づくりの指針を策定し、地域における健康づくり温泉地への働きを支援助長する」とし、「健康づくり温泉地研究会」により、平成元年度から2ヶ年で指針を策定する事業である。

イ 健康づくり温泉地研究会

構成メンバーは、温地関係者7名、医療関係者(医師2名、理学療法士1名)、学識経験者4名、県関係4名の計18名の他に、特別委員数名である。委員長には、長野県温泉審議会委員の掛川一夫信大名誉教授にお願いし、委員会を8回、現地視察2回、小委員会を数回開催する計画である。第1回の委員会を8月22日に開催して以来、委員会2回、小委員会1回、現地視察1回を開催した他、温泉地を訪れた観光客と温泉地の住民に対しアンケート調査を実施し、本格的検討に入っている。

ウ 研究テーマ

現在次の6テーマ別に検討を行っている。

- ① 温泉の保護と適正利用について
- ② 長期滞在のための温泉地の環境及び施設の整備について
- ③ 長期滞在のための温泉休養・保護施設の整備について
- ④ 温泉療養関係施設等の整備について
- ⑤ 指導体制(マンパワー)の整備について
- ⑥ 一般環境整備について

(3) 長野県温泉協会

長野県温泉協会は、昭和41年「温泉の保護、開発及び適正利用の促進と温泉関係者の親睦を目的」に設立された。現在、会員数1,909名、賛助会員63名、特別会員15からなり、事務局を衛生部薬務課内に置き県下14支部が組織されている。主な活動は、総会、研修会、協会報「温泉ながの」の年4回発行、あるいは会員が温泉分析を行う際の助成等を積極的に行っている。

特に今年度から、温泉について会員が更に関心を深め、今後の温泉地のあり方を考えることが重要であるとし、若手を中心に各支部1～2名、計16名の委員を選出し、「長野県温泉協会活性化研究会」を設立した。今後、毎年2回程の研究会を開くこととし、第1回の研究会を9月13日開催、活発な意見の交換があった。また、温泉の保健的効用をより進めるため、県内の温泉療法医の組織化づくりにも支援してゆくことになった。

7 おわりに

「ふるさと創生」、「リゾートブーム」、あるいは、「アクティビティ80ヘルスプラン」等温泉を利用する計画が目白押しである。温泉の2文字が常に話題となる此の頃である。しかし、温泉行政に關係する者として、温泉権や温泉保護地区の問題、無制限に温泉掘さくを申請するものあるいは、既存源泉所有者への指導等むずかしい問題も多い。温泉関係者の意見と利用者の意見に耳を傾けるには、利害関係のない行政の対応が重要と考え、両者の最も求める姿の温泉行政を進めたいと考えている。